

シンボル等に関する規程

2019年12月6日 理事会承認

第1節 定義

第1条（シンボル等の定義）

シンボル等とは、一般社団法人日本統合医療学会（以下、「本学会」と称する）が公式に使用する意匠であって、別紙に挙げるものを指す。

2 意匠ごとに目的を設定し、これに従ってシンボル等を使用する。

第2条（使用の制限）

シンボル等は、本規程に定める場合の他使用してはならない。

第3条（使用）

下の各号に掲げるものに該当する場合、シンボル等を使用できる。

- (1). 役員が名詞等に用いる場合
- (2). 学会が会務に関して用いる場合
- (3). 学会誌に用いる場合
- (4). 学術大会の開催にあたり、大会長と代表理事の間で事前に打ち合わせて使用を認めた場合
- (5). その他、学会の運営に当たり必要な場合で、業務執行理事会がその使用を認めた場合

第2節 雑 則

第4条（未規定事項の取扱い）

施設認定に関する事項で、定款及び本規程並びにその他の規約等において定められていない事項については、その都度業務執行理事会ではかり解決を図るものとする。

第5条（規定等の改廃）

本規程の全体または一部の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

別紙 本学会の公式なシンボル等